

# 知らないではすまない！！

# 「労働基準法」基礎実務対策講座

時間外労働賃金の不払いや労働条件の引き下げ、解雇等に端を発した様々なトラブルが急増しています。職場を取巻く環境は複雑化してきており、急増する「労働トラブル」を未然に防止するためには、労働法規を正しく理解する必要があります。本講座では、労働関係の基本法である「労働基準法」の基礎知識など、経営者や人事・労務担当者が最低限理解しておくべき事項や実務対応策について、労働問題のエキスパートである高谷守亮氏が徹底解説いたします。ぜひ多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 用語の定義

- (1)労働基準法の適用事業とは？ (2)労働者とは？
- (3)使用者とは？ (4)賃金とは？(賃金支払いの5原則)
- (5)休業手当等の労働者への生活保障に関する規定

## 2. 労働契約の締結について

- (1)労働基準法上の労働契約の基本原則
- (2)労働契約法について
- (3)就業規則を作成・変更する際の記載事項

## 3. 労働契約の終了について

- (1)解雇、解雇制限及び解雇予告について
- (2)退職後の労働者の請求権について

## 4. 労働時間制（時間外労働も含む）

- (1)原則的な労働時間制
- (2)1か月単位の変形労働時間制
- (3)フレックスタイム制 (4)1年単位の変形労働時間制
- (5)1週間単位の変形労働時間制 (6)休憩と休日

## 5. 労働時間の計算方法

- (1)時間計算 (2)みなし労働時間制
- (3)専門業務型労働時間制 (4)企画業務型労働時間制

## 6. 労働基準法第41条による「管理監督者」の取り扱いについて

- (1)原則的な考え方
- (2)小売業等における管理監督者に関する新しい通達  
※マクドナルド残業事件を踏まえた平成20年9月発行通達

## 7. 時間外労働と届出

- (1)延長時間の上限 (2)特別条項付36協定について
- (3)一定の時間外手当を月額賃金に含めて支払う  
メリットとデメリット

## 8. 労働基準監督署の最近の動向と対応ポイント

## と き

平成21年 **5月15日(金)** 13時30分～17時

## と ころ

**広島商工会議所 3階 306号会議室**  
広島市中区基町5-44 駐車場はありません。

## 参加料

会員(広島商工会議所) 5,000円、一般 10,000円  
※当日ご持参ください。(テキスト代・消費税を含みます)

## 講 師

高谷社会保険労務士事務所

代表 高谷 守亮氏 (社会保険労務士・行政書士)

### ◆プロフィール◆

昭和46年生まれ。(株)名柄本店(現やまや)にて総務・人事を担当、平成12年に高谷社会保険労務士事務所を開業する。労働問題を専門とするエキスパートとして各方面で活躍中であり、企業顧問としても活動している。これまでに数多くの労使関係に関するトラブルを解決、最近では交通事故や労災事故の損害賠償請求を含めた事後対策、消費者トラブル、離婚問題など、幅広い分野の相談にも応じている。



## 申込方法

参加申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください(講座実施日の3週間前より順次受講証をお送りいたします)。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

## ■本件に係る連絡先(お申込み先) ■ ■ ■ ■ ■

広島商工会議所 人材開発チーム【担当：田中】

〒730-8510 広島市中区基町5-44

(082)222-6691 FAX(082)222-6006

E-mail:tanakaa@hiroshimacci.or.jp

FAX (082)222-6006

広島商工会議所 人材開発チーム 田中行き

できるといわれる仕事術マスター講座①

## 『労働基準法』基礎実務対策講座」参加申込書

会社	名称	-----		
	所在地	〒 -----		
	TEL	( ) -	FAX	( ) -
	業種	-----		
	備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般 (該当を○印で囲んでください)		

氏名	所属部署	役職
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
参加料(@ 円) × (名) = (¥ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします。